

三重県 津 保健所長 宛て

申請者 氏 名 三重 健太  
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
 住 所 〒514-0000津市広明町00  
 電話番号 059-224-XXXX

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称	ショップ 犬猫			
2 事業所の所在地	津市広明町00			
	電話番号 059-224-XXXX			
3 動物取扱責任者	(1) 氏名	三重 次郎		
	(2) 要件	<input type="checkbox"/> 獣医師 <input type="checkbox"/> 愛玩動物看護師 <input checked="" type="checkbox"/> 実務経験 ( 3 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 飼養経験 ( 年、経験場所： ) <input type="checkbox"/> 教育 (教育機関等： ) <input checked="" type="checkbox"/> 資格 (団体等：愛玩動物飼養管理士2級 )		
獣医師、愛玩動物看護師以外は下の①、②の両方を満たすことが必要 ① 実務経験もしくは飼養経験 ② 教育機関の卒業もしくは資格取得				
4 第一種動物取扱業の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 販売 / <input type="checkbox"/> 保管 / <input type="checkbox"/> 貸出し / <input type="checkbox"/> 訓練 / <input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (飼養施設の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 )			
5 業務の内容及び実施の方法	(1) 業務の具体的内容	犬・猫の繁殖・販売		
	(2) 実施の方法	別記のとおり (販売及び貸出しの場合に限る。)		
該当する□に1つだけチェック 複数申請する場合は、申請書をそれぞれ作成				
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1) 哺乳類	犬 ( 5 )、猫 ( 5 )		
	(2) 鳥類			
	(3) 爬虫類			
飼養施設有の場合は、最大飼養数をカッコで記入 飼養施設無の場合は、1日当たりの最大取扱数をカッコで記入 種の分類が困難なは虫類等の場合は科名、属名を記入				
飼養施設 (施設を有する場合)	(1) 所在地	津市広明町00		
	(2) 構造及び材質	① 建築構造	<input type="checkbox"/> 木造 / <input type="checkbox"/> 木造モルタル造 / <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 / <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
		② 延床面積	50	m <sup>2</sup>
		③ 敷地面積	50	m <sup>2</sup>
		④ 床面材質	コンクリート	
	④ 壁面材質	タイル		
	(5) 設備の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ケージ等 ( 10 個 ) <input checked="" type="checkbox"/> 照明設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 給水設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 排水設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 洗浄設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 消毒設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 廃棄物の集積設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 動物の死体の一時保管場所 / <input checked="" type="checkbox"/> 餌の保管設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 清掃設備 / <input checked="" type="checkbox"/> 空調設備 / <input type="checkbox"/> 遮光等の設備 / <input type="checkbox"/> 訓練場		
(3) 管理の方法		転倒防止付き金属性2段ケージ、平置き合成樹脂製ケージ		
ケージ等の材質、構造の記入と転倒防止措置を記入				
8 営業の開始年月日	令和2年9月15日			

9 権原の有無	① 事業所	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	② 飼養施設	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1) 氏名	三重 次郎
	(2) 要件	<input checked="" type="checkbox"/> 実務経験（ 3年、経験場所： ペットショップ・・・ ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input checked="" type="checkbox"/> 資 格（団体等：愛玩動物飼養管理士2級 ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1) 氏名	三重 次郎
	(2) 要件	<input checked="" type="checkbox"/> 実務経験（ 3年、経験場所： ペットショップ・・・ ） <input type="checkbox"/> 教 育（教育機関等： ） <input checked="" type="checkbox"/> 資 格（団体等：愛玩動物飼養管理士2級 ）
12 事業所ごとに配置される職員の最低数	2名	
13 営 業 時 間	10時から 19時までの間	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
15 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input checked="" type="checkbox"/> 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input checked="" type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input checked="" type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input checked="" type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input checked="" type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input checked="" type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input checked="" type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input checked="" type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（	
16 備 考		

該当職員がいる場合に記入  
複数名在籍する場合は別紙  
で添付

該当職員がいる場合に記入  
複数名在籍する場合は別紙  
で添付

法人の場合は、登記事項証明書  
及び役員の氏名及び住所を添  
付

備 考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
- 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
  - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
  - 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
  - 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
  - この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号

- 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。
- 13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。